

第 1 4 回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和 8 年 7 月 2 4 日（金）

開催場所 菖蒲行政センター 4 階第一集会室

開会時刻 午前 1 0 時 0 0 分

閉会時刻 午前 1 1 時 2 5 分

第 1 4 回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨 拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第 5 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 5 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 5 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 8 号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第 6 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について

報告第 6 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について

報告第 6 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 6 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

報告第 6 5 号 農業用施設用地に供する届出について

報告第 6 6 号 時効取得を原因とする所有権移転の通知について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第 1 0 閉 会

農業委員

出席委員 18名

会 長	杉 田 孝 行 君	会長代理	宮 城 与 四 郎 君
1 番	柴 崎 行 雄 君	2 番	籠 宮 信 寿 君
3 番	池 田 庄 司 君	4 番	奈 良 晴 夫 君
5 番	原 義 雄 君	6 番	岸 田 一 男 君
7 番	青 木 豊 君	8 番	石 井 幸 宏 君
9 番	大 澤 一 樹 君	1 1 番	岡 田 武 君
1 2 番	市 原 功 樹 君	1 3 番	坂 卷 泰 子 君
1 4 番	野 村 俊 岳 君	1 5 番	早 野 公 夫 君
1 6 番	長 谷 川 智 英 君	1 7 番	野 口 和 幸 君

欠席委員 1名

1 0 番 高 橋 七 海 君

事務局

事務局長	田 中 智 也	主 兼 幹 係 長	田 口 一 美
主 任	松 崎 宣 幸	主 任	丸 山 雅 嗣
主 任	松 田 知 也		

午前10時00分

◎開会の宣告

○事務局長（田中智也君） それでは、第14回農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、10番、高橋委員さんより欠席のご連絡をいただいております。

初めに、杉田会長よりご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

○会長（杉田孝行君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第3に入ります。

議事録署名委員の指名でございます。私のほうから指名させていただきます。

13番、坂巻委員さん、14番、野村委員さん、よろしくお願いいたします。

◎経過報告

○会長（杉田孝行君） 続きまして、日程第4、経過報告に入ります。

事務局長、よろしくお願いいたします。

○事務局長（田中智也君） それでは、前回6月25日の総会より本総会開催前までの経過について、ご報告させていただきます。総会議案の3ページを御覧ください。

初めに、7月2日、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課主催による望ましい営農型太陽光発電の実現に向けた関連制度の見直しに関する説明会がウェブにおいて開催され、松田主任が出席いたしました。説明会の内容は、御覧のとおりでございます。

次に、7月8日、埼玉県農業会議主催による令和8年度市町村農業委員会職員研修会が春日部市民文化会館において開催され、丸山主任が出席いたしました。研修会の内容は、御覧のとおりでございます。

経過報告につきましては以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。

今月の経過報告について何かご質問がありましたらお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

続いて、農業委員の皆様から、周知しておく事項がありましたらご報告願います。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） それでは、今月の8日と9日に令和8年度全国梨研究大会が埼玉県内で開催され、大澤農園で現地視察が行われましたので、大澤委員さんのほうから視察の様子についてご報告願いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○9番（大澤一樹君） 9番、大澤です。先ほど会長からあったように、今月の8日と9日に梨の全国大会がありまして、かつては1,000人規模とか600人規模とかでやっていたのですが、100人程度の規模で、かなり小規模だったので、大会がありました。

1日目の8日は、大宮ソニックシティにて、国産花粉のこと、梨のブランド、彩玉を中心としたブランドの講演がありました。研修において懇親会がありまして、全国の皆さんといろいろ意見交換をしました。

次の日、9日が私のところに全国から視察が120人ぐらいたったので、60人ずつ2班に分かれて来まして、彩玉の

畑と、あと全国的に作られている幸水のジョイント農園などを視察していただきました。いろんな県の方と話したのですけれども、抱えている課題というのが地方とやっぱり都市部と全然違うのですけれども、それで全国的に見てももう全盛期の半分ぐらいしか生産面積とか生産量とかもないのですけれども、温暖化のこともありますし、資材や人件費の高騰とか、そのような課題に対してどのように解決していくかというのを、方向性が少し示せたのかなと思います。

以上となります。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

当日、久喜市長がインタビューして、YouTubeでも上げてありますので、機会があったら見ていただきたいと思います。

○9番（大澤一樹君） 市長もお越しいただきまして、2組に分かれていたので、滞在時間1時間以上いていただいて、その間も熱心に梨の皆さんに説明しているのを聞いていただいていた、非常に関心があるのかなと私は受けました。以上です。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

皆さんのほうから何か大澤委員さんにご質問ございますか。

〔発言する人なし〕

○会長（杉田孝行君） よろしいですか。

◎議案第55号

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第5、議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

○主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の5ページから6ページを御覧ください。

申請書番号261304番、譲受人は原に事務所を置く法人、譲渡人は原在住の方ほか8名となっております。土地の表示につきましては、原地内の田11筆、畑5筆、合計7,455平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は新規就農でございます。取得後につきましては、トマト、メロン、スイカ、ブドウ、サツマイモ、各種野菜の作付を予定しているとのことでございます。

続きまして、申請書番号262314番、譲受人は羽生市在住の方、譲渡人は桶川市在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の畑1筆、231平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在野菜を35アール耕作しており、取得後につきましては野菜の作付を予定しているとのことでございます。

7ページを御覧ください。申請書番号262315番、譲受人は菖蒲町新堀在住の方、譲渡人は朝霞市在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町新堀地内の田12筆、畑8筆、合計9,674平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を775アール耕作しており、取得後につきましては水稻及び野菜の作付を予定しているとのことでございます。

8ページを御覧ください。申請書番号262316番、譲受人は上町在住の方、譲渡人は上尾市在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町下栢間地内の畑3筆、1,313平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は新規就農でございます。取得後につきましては、サツマイモ、ジャガイモ、トマトなどの作付を予定しているとのことでございます。

続きまして、申請書番号263301番、譲受人は高柳在住の方、譲渡人は加須市在住の方となっております。土地の表示につきましては、佐間地内の田1筆、404平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を275アール耕作しており、取得後につきましては水稻の作付を予定しているとのことでございます。

続きまして、申請書番号263302番、譲受人は松永在住の方、譲渡人は鶴ヶ島市在住の方となっております。土地の表示につきましては、松永地内の畑4筆、3,850平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は新規就農でございます。取得後につきましては、水稻及び野菜の作付を予定しているとのことでございます。

以上の案件につきまして、所有農地について全て良好に耕作管理されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

岸田委員さん、お願いします。

○6番（岸田一男君） 6番、岸田です。この農地法3条の関係で、農業法人、それと現地を確認しましたので、説明いたします。

現地につきましては、7月19日現地調査を行いました。資料1、申請書番号261304を御覧ください。申請地は、案内図にありますように、案内図の下に某株式会社久喜営業所というのがありますが、この営業所はかつて農地法5条に基づいて農地転用の許可申請を出したところですが、本申請地はこの会社の仮登記があるためこの農業法人と仮登記権利者の法人との関係を、事務局から再度説明をお願いいたします。

この関係で、6月15日に農地法3条の新規就農について面談を行いました。出席者については、農業法人の代表、それから加須市にある農業法人の事務局の方でした。この方々が新しく法人を設立して、今後農地を取得して事業を行いたいということです。ですから、現在は案内図見るとまばらで破線が引いてありますけれども、現地はタンポポとか、それからビニールハウスが8棟ぐらい建ってまして、実際に事業をやっております。今後事業展開としては、また新たな事業を規模を拡大して出てくるものと思います。

以上、現地調査の結果です。よろしくお願いいたします。

○会長（杉田孝行君） 柴崎委員さん、お願いします。

○1番（柴崎行雄君） 1番、柴崎でございます。20日の月曜日、坂巻委員さんと一緒に現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請番号262314、資料2を御覧ください。申請地は、県道川越栗橋線、小林の交差点から200メートルほど西へ向かったところにあります。小林では、この辺住宅街ということで家が建っている真ん中に申請地があるわけですが、羽生市の在住の方が経営拡大ということでここを購入するわけですが、その申請地のすぐ上に家が建ってまして、ここが実家になっています。その実家から、この周辺の畑を利用して経営拡大ということで、野菜の栽培をするということで、現地の状況は畑で、周りも畑、トラクターのかけてあるところと、かけてないところがありました。

続きまして、申請書番号262315、資料3—1と、続きまして裏側に3—2があります。この2つの左側の3—1の図と、次のページ、3—2、右側の図、これはちょっと離れているようですが、3—1の一番左下に駐車場と小さく書いてあって、竹野の工場の下に、交差点のところに駐車場とあります。次の3—2のほうに同じように中央少し下に駐車場と小さい字で書かれています。それで、遠いように感じるのですが、現地は100メートルから800メートルぐ

らの範囲内で、これがいろんな場所に点在しているという状況になります。

3―1から説明申し上げます。3―1につきましては5か所あります。この5か所は、見沼代用水の上にしょうぶ会館がありますが、その下に位置をしております。しょうぶ会館の下、地目は田ということになっているのですが、現地においては既に埋め立てられた状態で畑という様子になっておりまして、トラクターで整地されていました。ほかの畑につきましても、全て同様にトラクターで整地されています。

3―2につきましては、中央に斜めに道路が通っていますが、下が全て田になっておりまして、ここは水稻が耕作中でした。上の3か所につきましては畑が3つあります。この畑3つにつきましても全てトラクターをかけた跡がありまして、きれいに整地されておりました。以上です。

最後に、申請番号262316、資料4を御覧ください。資料4につきましては、左側に栢間小学校がありまして、そこから約200メートルのところに現地があります。ここには広い広場のような約3反歩ぐらいの空き地がありまして、それが地目で言うと畑ということで、その空き地の一番下のほうの部分、そちらのほうを今回1,313平方メートル購入するということで、新規就農者になります。新規就農者ですが、家族の中に農業高校を卒業している方がいるということで、農業の知識はあるかと思われます。

以上3件につきまして許可相当であるかと判断いたしました。

以上です。

○会長（杉田孝行君） 奈良委員さん。

○4番（奈良晴夫君） 4番、奈良でございます。7月22日に現地調査を行いました。

申請書番号263301、資料5番を御覧ください。申請地は、栗橋西小学校から東へ400メートルほどに位置しております。周囲の状況ですが、東側は水路、西と南は田、北は市道です。申請者世帯の耕作状況や農機具の所有状況から、申請地を取得後も適正に耕作するものと思われます。

続いて、申請書番号263302、資料6番を御覧ください。去る6月1日に、こちらの菖蒲行政センターにおいて、杉田会長と私と事務局担当者同席の下、申請者と面談を行いました。申請者は、農家の三男に生まれ、地元で育ち、定年退職後は就農したいということで、今回農地の取得申請に至りました。申請地は、栗橋北彩高校から南へ200メートルほどに位置しております。周囲の状況ですが、まず最初の筆は水稻が作付されまして、南が田、東、西が北も含んで市道でございます。次に、残りの3筆については、これらは保全管理できれいにされています。東と北は畑、西は排水路、南は市道でございます。農機具は、リースを予定しております。申請者の兄は、現在農地利用最適化推進委員の2期目を務めていまして、この兄の協力を得られるということで、申請地を取得後も適正に管理するものと思われます。

以上2案件については、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま岸田委員さん、柴崎委員さん、奈良委員さんからの調査報告について、ご質問をお受けしたいと存じます。

岸田委員さん。

○6番（岸田一男君） 私が説明した農業法人に関して、農地所有適格法人になるのですよね。その点と仮登記権利者の法人の関係は私は分かっていますが、事務局のほうで農業委員にその点をちゃんと説明してください。よろしく願いいたします。

○会長（杉田孝行君） 事務局、お願いします。

○主任（松崎宣幸君） 事務局の松崎と申します。岸田委員さんの質問にお答えいたします。

申請番号261304、こちらの件なのですが、まず、仮登記権利者の法人さんでおよそ2ヘクタールぐらい既農地を借

りて行っていて、前年度に、その法人さんから農地を買いたいというご相談がありました。農地を買うときの農地所有適格法人の要件が主に3つありまして、1つが理事等従業員の過半が兼業でもいいのですが、農業従事者であることと議決権の過半数を所有しているのが農業者であること、一番ハードルが高いのが売上も過半でなくてはならないということで、この法人が買おうとしたときに、農業の収益が過半を満たすのは難しいため、新しく農業法人をつくって、農地を買いたいというご相談が今年度ありました。そのため、この3つを満たせば農地所有適格法人の要件に合致するものでございます。

以上です。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

今の説明に何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） そのほかご質問ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

◎議案第56号

○会長（杉田孝行君） 続きまして、議案第56号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

○主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第56号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の10ページを御覧ください。

申請書番号262405番、申請者は石川県小松市在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町上大崎地内の畑1筆、90平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、追認案件でございます。敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。譲受人は、石川県に居住しておりますが、将来的には実家である当該地へ戻り、居住する予定となっております。当該申請地については、以前から宅地への進入路として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連いたしまして、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

坂巻委員さん、お願いします。

○13番（坂巻泰子君） 13番、坂巻です。7月20日に柴崎委員さんと現地調査を行いました。

申請書番号262405、資料7番を御覧ください。場所は、本多静六博士の森から東に約250メートルほどの場所にあります。現地に行きましたが、宅地など確かにとても細い砂利道がありまして、周りも両方畑になっておりまして、周囲に影響を及ぼすことはないと思われますので、許可相当かと思います。

以上です。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま坂巻委員さんのほうから調査の報告について、ご質問をお受けいたします。追認案件ですが、よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第56号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

◎議案第57号

○会長（杉田孝行君） 続きまして、議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

○主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の12ページを御覧ください。

申請書番号261511番、譲受人はさいたま市北区在住の方、譲渡人は所沢市在住の方となっております。土地の表示につきましては、野久喜地内の畑1筆、165平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、妻と子供と共に市外の共同住宅で生活しておりますが、現在の住まいでは手狭となり、今後さらに子供を授かることを希望していることから、家族構成が変化しても対応できるよう自己用住宅を建築することを計画いたしました。建築地を選定するに当たりましては、住宅建物や駐車スペースなど、敷地に十分な広さがあり、隣接する宅地部分を含めて土地の所有者から了承が得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号261512番、譲受人は白岡市に本店を置き、建築工事の設計施工などを行っている法人、譲渡人はさいたま市緑区在住の方となっております。土地の表示につきましては、下早見地内の畑2筆、165平米でございます。申請の内容につきましては、賃貸借権設定によります資材置場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、白岡市内に事業所を置き、外構工事業を行っております。これまでは工事の都度、資材を現場に直接搬入するなどの対応をしておりましたが、工事を円滑に施工し、資材や機材等を適切に管理するため、一時保管が可能な資材置場が必要となりました。申請地は、事業所から2.3キロの場所にあり、資材や機材の搬入搬出、各工事現場への運搬が容易で、業務の効率化が図られることから、資材置場として使用することを計画したところ、土地の所有者から了承が得られ

たことから、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、13ページから18ページを御覧ください。申請書番号262504番、譲受人は菖蒲町小林に本店を置き、農産物の生産、販売などを行っている法人、譲渡人は菖蒲町菖蒲在住の方ほか25名となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町菖蒲地内の田79筆、畑30筆、合計3万6,492.61平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります農産物直売所のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、10ヘクタール以上の規模の一团の農地の区域内にあるため第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域でございますが、農地法施行令第4条第2項の規定、農畜産物販売施設に該当することから不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、菖蒲町小林に事務所を置き、農産物の生産、販売を行っている農業生産法人で、水稻を中心に麦、ネギなどの生産、販売を行っております。現在は、流通業者やスーパーマーケットへの取引を主体に行っておりますが、中間マージンをカットして消費者に直接販売する消費者直結型の経営を目指し、周辺農家の方にもご協力をいただきながら、農産物直売所の運営を計画いたしました。当該申請地は、国道122号線に近接し、上下線どちらからでも集客が見込まれること、また県内有数の大型ショッピングセンターに近く、顧客として当該商業施設の来客者も見込まれる好立地にあり、周辺農家の方から出品された多くの農産物を取り扱うために必要な店舗面積や多くの来客者を収容できる駐車場の設置が可能な面積を有しており、土地の所有者から了承が得られたことから今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、19ページを御覧ください。申請書番号263513番、譲受人、譲渡人いずれも松永在住の方となっております。土地の表示につきましては、松永地内の畑1筆、301平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、申請地から500メートル以内に栗橋行政センターがあるため第2種農地と判断しております。譲受人は、隣地にある両親の実家に居住しておりますが、家財道具が増え手狭になってきたことから、自己用住宅を建築することを計画しました。申請地は、申請者の母が所有する農地で、現在の住まいの隣地に位置しており、生活環境が大きく変わらず、実家に住む両親の面倒も容易に見ることができることから、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号263514番、譲受人は大阪府大阪市中央区に本店を置き、再生可能エネルギー発電事業などを行う法人、譲渡人は鶴ヶ島市在住の方となっております。土地の表示につきましては、松永地内の畑2筆、781平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります太陽光発電施設のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、再生可能エネルギー発電事業などを行っており、太陽光発電施設の設置に当たり太陽光を遮るものが少ない良好な日射量、既存電柱の利用による売電負担金の節約など、事業に適した用地を探していたところ、土地の所有者から了承が得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号263515番、譲受人は千葉県匝瑳市に本店を置き、各種物品の販売、企画及び製造などを行っている法人、譲渡人は小右衛門在住の方となっております。土地の表示につきましては、小右衛門地内の畑1筆、275平米でございます。申請の内容につきましては、賃貸借権設定によります資材置場を敷地拡張するための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、10ヘクタール以上の規模の一团の農地の区域内にあるため第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域でございますが、農地法施行令の規定、既存敷地の面積の2分の1を超えない敷地拡張として不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、千葉県匝瑳市を拠点として庭木や植木の販売などを行っておりますが、近年埼玉県をはじめとする関東一円からの注文が増加したことから、埼玉県周辺に拠点を設けることとし、久喜市農業委員会から令和8年3月30日付で商品である植木を保管するための資材置場とする農地転用許可を受け、小右衛門地内でオリーブを設置いたしました。当初は、直近3年間の出

荷実績を基に保管する予定でしたが、需要が増加傾向にあり、既存の許可地のみでは用地が不足するようになり、既存許可地と一体的に土地利用ができる隣接地への敷地拡張を計画したところ、土地の所有者から同意が得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。なお、本件につきましては令和8年5月に開催された第12回総会において申請地の一部にコンクリート敷きがあることから、不許可とされた案件でございますが、原状回復が図られたことから改めて申請されたものでございます。

続きまして、20ページを御覧ください。申請書番号264504番、譲受人は八甫4丁目に本店を置き、一般廃棄物、産業廃棄物の収集、運搬及び処理などを行う法人、譲渡人は八甫2丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、八甫4丁目地内の畑1筆、224平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります資材置場敷地拡張のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域でございますが、農地法施行令の規定、既存敷地の面積の2分の1を超えない敷地拡張として不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、隣接地において一般廃棄物、産業廃棄物の収集、運搬業を行っており、申請地を挟む形で事務所と倉庫を設置されています。そのため当該申請地は事業を一体的に利用できる利便性に優れた立地であることから、回収物を積み降ろしするための作業スペース及びコンテナ置場とすることを計画したところ、土地の所有者から了承を得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号264505番、譲受人、譲渡人いずれも上内在住の方となっております。土地の表示につきましては、上内地内の畑2筆、469平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります宅地への転用で、追認案件でございます。敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地につきましては、以前から物置や防風林として譲受人が居住する住宅敷地の一部として使用しておりましたが、昭和42年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、所有権移転を伴う追認の申請に至ったものでございます。

以上の案件につきまして、いずれの申請者も立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君）　ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

岸田委員さん、お願いします。

○6番（岸田一男君）　6番、岸田でございます。

資料8、261511を御覧いただきたいと思います。ここは、県立久喜工業高校から東に約100メートル程度入った住宅地の中にあります。周囲は、全て住宅で、北側が宅地、東側は宅地、南側は宅地、西側が宅地になっています。この申請地の南側に住宅が建っているのですが、この方はもう空き家で、ここを一体で買収して建て替えてここに住みたいという申請で、今回農地転用がなされています。

続きまして、資料9、261512を御覧いただきたいと思います。ここは現地に行く目標物がないのですが、イメージ的には久喜東小学校から南へ500メートル、それから久喜宮代衛生組合、今は名称が変わりまして清掃センターになっていますけれども、ここから西へ500メートル行った付近にあります。下早見から白岡へ抜ける皆代橋付近での申請となっております。申請地は、北側が砂利道で私道です。公道ではありません。それから、東側は宅地、南側が宅地、西側が宅地になっています。周囲の一部、南側に草がかなり茂っていましたが、宅地になっておりました。

以上のような状況でございます。

以上です。

○会長（杉田孝行君） 柴崎委員さん。

○1番（柴崎行雄君） 柴崎でございます。同じく20日月曜日に坂巻委員さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号262504、資料10を御覧ください。資料のところにありますように、南西にモラージュ菖蒲、国道122号線の北側になりますが、そちらが今回の申請地となっております。見ていただくと分かるように、非常に広大で、現在この場所は畑と田んぼが入り交じった状況なのですが、草が20センチから30センチほど伸びた状態です。御覧いただいたように、右側のほうの利用計画図というのを見ていただくと分かりますが、四角い中に店舗、それから駐車場があります。その周りを緩衝帯として緑地でツツジや桜を植えて雨水等を含めた対策を取るようになっています。なお、排水につきましては合併浄化槽はもちろんのことなのですが、側溝から集水桝等を設置して周辺に被害のないようになっています。なお、合併処理浄化槽につきましては、市の承認を得ているということで、申請について許可相当であるというふうに考えました。

以上です。

○会長（杉田孝行君） 奈良委員さん、お願いします。

○4番（奈良晴夫君） 4番、奈良でございます。7月22日に現地調査を行いました。

申請書番号263513、資料11番を御覧ください。申請地は、栗橋文化会館イリスから南へ50メートルほどに位置しております。周囲の状況ですが、東が市道、西が田、南、北が住宅です。被害防除について、マウントアップ施工により雨水流出対策を行うために、被害を及ぼすことはないものと思われます。

続いて、申請書番号263514、資料12を御覧ください。申請地は、栗橋北彩高校から南西へ200メートルほどに位置しております。周囲の状況ですが、東側は畑、西と南は市道、北は田でございます。被害防除について、雨水や土砂の流出対策として、高さ20センチほどの土羽を設置する計画となっております。周辺農地へ被害を及ぼすことはないものと思われます。

続いて、申請書番号263515、資料13を御覧ください。申請地は、栗橋グループホーム翔裕園から東へ300メートルほどに位置しております。周囲の状況ですが、東が住宅、南が市道、西と北はオリーブ畑で、約50センチぐらいのオリーブの苗が各10本ぐらいずつ植えられていました。被害防除については、隣接する農地もなく、被害を及ぼすことはないと思われます。なお、本件については、先ほど事務局の説明にもありましたが、5月の総会で提出された際に一部にコンクリート敷きがありましたが、今回はそれらはきれいに撤去されておりました。

以上3案件について、申請内容及び現地の状況から、許可相当であると判断いたします。

○会長（杉田孝行君） 宮城委員さん、お願いします。

○18番（宮城与四郎君） 18番、宮城です。7月18日に現地確認を行いましたので、結果をご報告します。

資料ナンバー14を御覧いただきたいと思います。地図を見ていただきますと、当該申請地は東側、西側がそれぞれ建物がございまして、北側は田、南側は道路という状況であります。本件は、平成2年3月に農業振興地域から除外手続が既に完了しておりまして、今回の申請は農地法5条の許可の申請ということであります。申請地は、土の状態でございます、隣接するペットボトルとか空き缶の回収物の積み降ろしするための車両の作業場として活用したいということで、今回の申請に至ったということでございます。

続いて、資料15をお願いいたします。申請地は、北と東側が田、南側は道路、西側は建物と道路という状況でございます、申請地の周囲は垣根で囲まれてございました。本件は登記簿上は畑ということでありますが、現況は宅地でございます、市街化調整区域に属してございます。本件は45年の区画区分決定以前から宅地として利用がされ

てございます。今回も同様の理由に基づきたいということから追認の申請をしたものでございます。

以上2案件につきましては、現地の状況及び申請内容等から許可相当というふうに判断をさせていただきました。

以上です。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま岸田委員さん、柴崎委員さん、奈良委員さん、宮城委員さんのほうから調査の報告について、ご質問を受けいたします。よろしいでしょうか。

岸田委員さん。

○6番（岸田一男君） 1つだけ教えていただきたいのですが、申請書番号262504の関係で図面が私らのほうに1枚しか資料がなくて申し訳ないのですが、この図面で見える限りすごい事業なのです。よく見ると、敷地分割線とか何やら分からない線がいろいろ入っているのですが、これ菖蒲地区の地主さんがこれだけ土地を提供して、これだけの規模をつくるということですから、かなりの覚悟が要ると思うのですが、申請者の資金能力とか、事務局で全部審査済みですね、それだけ聞きたいのです。これだけの事業で、生半可でできる事業だと思っていけませんので、工期的にはどれくらいかかるのか、この事業を推進するに当たって農地転用の許可後、この事業をどれくらいで建物を造って販売するまでに、どういう計画になっているのか、その辺がちょっと図面を見た限りでは分からないので、教えていただきたいと思います。

以上です。

○会長（杉田孝行君） 事務局、お願いします。

○主任（松崎宣幸君） 事務局の松崎と申します。岸田委員さんの質問にお答えいたします。

申請番号262504、こちらの資金調達計画書なのですが、計画につきましては法人融資による残高証明書と、その融資に対する同意書がついてございます。残高証明書については、今回の資金調達計画で示された金額に足りていることを確認してございます。

工事計画につきましては、令和9年12月31日までが工期の計画でございます。

以上です。

○会長（杉田孝行君） 岸田委員さん、よろしいでしょうか。

○6番（岸田一男君） この敷地分割線って何ですか。

○会長（杉田孝行君） 敷地分割線。

○事務局長（田中智也君） 事務局長の田中です。敷地分割線というのは建築基準法上の取扱いなのですが、今回こちらの敷地の計画内に直売所と離れたところに別棟を建てる計画でございます。その関係で、それぞれの建物に対して建築確認を取る関係で、敷地を分割しているということで、敷地分割線が入るところでこちらの計画は考えられているものでございます。

○6番（岸田一男君） 分かりました。ありがとうございます。

○会長（杉田孝行君） 岸田委員さん、よろしいでしょうか。

○6番（岸田一男君） はい。

○会長（杉田孝行君） ほかにございますか。

野口委員さん。

○17番（野口和幸君） 17番、野口です。この開発の件なのですが、規模が大きいということと、それからこれは農産物の直売所という形になっていますけれども、これは地元の人が直売に参加することなのか。それとも、どこか企業が農産物集めて、それを販売すると。

○会長（杉田孝行君） 事務局。

○主任（松崎宣幸君） 事務局の松崎と申します。野口委員さんの質問にお答えいたします。

こちらの計画につきましては、まず農地法は除外の要件を準用しておりまして、取り扱う農産物の販売量の過半が地元のものであること、これは菖蒲地区を指してございます。また、参加する農家さんの数は今40名で、菖蒲地区から25名、久喜地区から8名、市外から7名の賛同をいただいております、51%以上は菖蒲地区から納品する予定でございます。

以上です。

○会長（杉田孝行君） よろしいですか。

○17番（野口和幸君） 分かりました。もう一つお聞きしたいのですが、この図面がごちゃごちゃして分からないのですが、建物を隣に造って、それから駐車場なのでしょうか、真ん中に細かく四角がたくさんありますけれども、どんな計画か概要だけちょっとお知らせをお願いします。

○主任（松崎宣幸君） 事務局の松崎と申します。土地利用計画図の一番南の真ん中辺りがメインの農産物の販売所で、そのやや東側に花の花卉を売る別棟がありまして、建物は2棟ございます。合わせて建築面積1,905平米になります。その建物の北側に普通乗用車が230台、そのさらに上に大型車両10台が止まる計画になってございます。こちらの駐車場台数につきましては、規模の妥当性というのが一つの審査になっておりまして、菖蒲グリーンセンターを参考にしております。菖蒲グリーンセンターでは、平日1日の来客数、土日の来客数を参考に、今回の直売所の規模で計算していくとおおよそ230台くらい必要であるというふうに試算いたしましたので、この計画になってございます。

以上です。

○会長（杉田孝行君） 野口委員さん、よろしいでしょうか。

○17番（野口和幸君） はい。

○会長（杉田孝行君） ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（多数）〕

○会長（杉田孝行君） 多数ということで可決決定いたします。

◎議案第58号

○会長（杉田孝行君） 続きまして、議案第58号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

○主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第58号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、議案書の22ページを御覧ください。

初めに、久喜11番、設定を受ける農地は上清久地内の田10筆、5,116平米でございまして、上清久在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用10年間となっております。

続きまして、久喜12番、22ページから25ページを御覧ください。設定を受ける農地は、六万部、北青柳、西、下早見、吉羽、原、古久喜及び上清久地内の畑51筆、3万6,203平米でございまして、菖蒲町小林に事務所を置く法人となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、普通畑利用10年間となっております。

続きまして、久喜13番、設定を受ける農地は古久喜及び野久喜地内の田3筆、3,394平米でございまして、外野在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用10年間となっております。

26ページを御覧ください。久喜14番、設定を受ける農地は上清久地内の田2筆、459平米でございまして、上清久在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用10年間となっております。

続きまして、菖蒲11番、設定を受ける農地は菖蒲町柴山枝郷及び菖蒲町下栢間地内の田2筆、5,766平米でございまして、菖蒲町下栢間在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用6年間となっております。

続きまして、鷺宮7番、26ページから29ページを御覧ください。設定を受ける農地は、西大輪及び上川崎地内の田50筆、3万1,490平米でございまして、外野在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用10年間ほかとなっております。

最後に、鷺宮8番、設定を受ける農地は東大輪地内の畑1筆、1,013平米でございまして、幸手市在住の方となっております。設定する権利は、賃貸借権の設定、普通畑利用3年間、賃借料は固定賃貸借1万円となっております。

久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第58号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎報告事項

○会長（杉田孝行君） 続きまして、日程第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いいたします。

○主幹兼係長（田口一美君） 初めに、議案書の31ページを御覧ください。農地法第4条の届出でございます。今月は4件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、33ページから35ページを御覧ください。農地法第5条の届出でございます。今月は10件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、37ページから39ページを御覧ください。農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は7件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、41ページから42ページを御覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は5件の合意解約に係る通知が提出されております。

続きまして、44ページを御覧ください。農業用施設用地に供する届出についてでございます。今月は2件の届出を受理しており、それぞれ農業用倉庫、倉庫の設置に伴う届出となっております。

最後に、46ページを御覧ください。時効取得を原因とする所有権移転の通知についてでございます。時効取得による所有権移転登記に関する通知が法務局から1件届出されております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。何かご質問がありましたらお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第8、協議事項に入ります。

今月、認定農業者の認定に関する意見照会がありました。

それでは、事務局から照会事項について、その内容の説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

暫時休憩いたします。

午前11時13分 休 憩

午前11時14分 再 開

○会長（杉田孝行君） それでは、休憩を解きます。

○主幹兼係長（田口一美君） 認定農業者を認定するに当たりましては、農業経営者から市に対して農業経営改善計画が提出されます。こちらを判断するに当たりまして、認定農業者にふさわしいか否か、農業委員会の意見を求められているものでございまして、今月は3件の申請が提出されております。

それでは、総会資料と一緒に配付させていただきましたA4コピーのもので、表側に農業経営改善計画の認定に係る意見について（照会）と書かれておりますものが3点ございますが、右肩に数字の1と書かれているものを御覧ください。申請者は、菖蒲町菖蒲在住の方で、現在の作付面積は50アール、今後は作付面積を拡大し、80アールまで拡大する計画でございます。目標とする営農類型は、果樹類の単一経営でございます。申請者は、久喜市だけでなく他市でも耕作していることから県で認定することになり、協議の依頼があったものでございまして、新規の認定となります。申請者は、農業高校、農業大学校で梨を専攻されていた方で、上皇、上皇后陛下がご成婚の際、ご成婚記念の献上品に選ばれた歴史ある梨園を第三者継承し、高品質な梨の生産に取り組んでいる方でございます。今後は、雇用の増員による生産規模に適した労働力を確保するとともに、梨棚の改修による生産性の向上、県の補助金を活用した防災網の設置など、経営規模の拡大、作業の効率化、安定化などが期待されることから、認定について支障のないものと考えております。

続きまして、右肩に数字の2と書かれているものを御覧ください。申請者は、菖蒲町菖蒲在住の方で、現在の作付面積は394アール、今後は作付面積を拡大し、564アールまで拡大する計画でございます。目標とする営農類型は、稲作、施設野菜の複合経営でございます。こちらの申請者も新規の認定となります。申請者は、長年父親と一緒に営農してきた方で、経営は安定しております。農地の集約化による作業効率を高めるとともに、将来的には法人化することを計画しており、今後経営規模の拡大などが期待されることから、認定について支障のないものと考えております。

続きまして、右肩に数字の3と書かれているものを御覧ください。申請者は、菖蒲町菖蒲在住の方で、現在の作付面積は1,827アール、今後は作付面積を拡大し、2,000アールまで拡大する計画でございます。目標とする営農類型は、稲作の単一経営でございます。こちらの申請者も新規の認定となります。申請者は、これまで父親と一緒に兼業で営農してきましたが、令和7年に専業となり父親から事業を継承しております。経営は安定しており、地域との連携を大切にしながら、栽培技術の向上に努めるとともに、農地の集約化による安定した水稻栽培を目指しており、今後経

営規模の拡大などが期待されることから、認定について支障ないものと考えております。

説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま説明がありました。何かご質問があったら、お受けいたします。3件の認定農業者がありましたけれども、よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、今回提出された3件の農業経営改善計画につきましては、今後地域の担い手として発展されることが見込まれることから、支障なしの意見で回答したいと思います。支障なしの意見をつけることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって支障なしの意見として決定したいと思います。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第9、農政問題に入ります。

皆さんのほうから、農政につきまして何かご質問、ご意見がありましたらお受けしたいと思います。

私のほうから、何点かお知らせさせていただきます。

1点目が、昨日埼玉県東部消防組合、消防局で7月22日の久喜地域管内の熱中症の患者数について、どのくらいいるかということで確認いたしましたら、7月22日で20名ほどの患者がいたということでございます。委員の皆さんにおかれましても、水分の補給や休憩を小まめにとるなどして、くれぐれも体調に十分気を付けていただくようお願いをし、この夏を乗り切っていただければと思います。

それと、2点目が皆さんのほうに資料としてお渡ししたのですが、参考ということで「NDVIとは？」ということであるわけですが、これは国の進めているスマート農業の一環としてNDVI値とはということで、植物の生い茂り具合を示す指標ということです。これは何かというと、今水稲であれば追肥の時期でありますけれども、この目安の時期について今まではこのくらいであろうということで1本の苗とか何本かの苗から抜き取って、この圃場がどのくらいだから追肥してくださいということであったわけですが、その後においては原則識別板で目安をしたわけですので、今回はスマート農業によって衛星から映された生い茂り具合で追肥の目安を決めるということで、これ全国で何か所かやって、たまたまうちは全農埼玉の事業所に近いということで、今南彩の中で特別栽培米の展示圃場になっておる関係で、ここの圃場でやらせていただけないかということで、やっておるわけですが、今後はこういうことで恐らく追肥の目安を国が示すであろうということになるわけですが。

それと、もう一点が埼玉県農業技術センターからいただいた農作物発育予測アプリということで、「咲き玉くん」ということで利用マニュアルがあるのですが、この中に利用方法としては別の資料がありますが、この中で二次元コード、アプリにアクセスしますと水稲の状況、また大豆、麦、またニホンナシの梨の品種の細かいところまで示されるということで、この二次元コードで参考にスマホで撮っていただければ今後参考になると思いますので、ひとつご利用いただければと思いますので、よろしくお願いします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） もしないようでしたら、打ち切りさせていただきます。

◎閉会の宣告

午前１１時２５分

○会長（杉田孝行君） 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案は全て終了したわけでございます。

委員の皆さんには慎重審議、誠にありがとうございます。

以上をもちまして座長の任を解かせていただきます。

本会議を証するためここに署名する。

令和8年7月24日

久喜市農業委員会会長

杉田 孝行

署 名 委 員

坂 巻 泰 子

署 名 委 員

野 村 俊 岳